

第一百一十六回国会 法務委員会 議録 第十号

(一四六)

平成五年四月二十七日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 浜野 剛君

理事 太田 誠一君

理事 田辺 広雄君

理事 星野 行男君

理事 鈴木喜久子君

理事 石川 要三君

理事 鮫岡 兵輔君

理事 中西 啓介君

理事 松田 岩夫君

理事 岡崎トミ子君

理事 沢田 広君

理事 渡辺 嘉藏君

理事 中村 嶽君

理事 木島日出夫君

理事 中野 寛成君

理事 亀井 善之君
理事 津島 雄二君
理事 小森 龍邦君
理事 奥野 誠亮君
理事 野田 潤君
理事 小澤 克介君
理事 松田 岩夫君
理事 岡崎トミ子君
理事 谷村 啓介君
理事 草川 昭三君
理事 山田 英介君
理事 塚本 三郎君
理事 小岩井 清君
理事 草川 昭三君
理事 冬柴 鐵三君
理事 中野 寛成君

委員の異動
四月二十七日

辞任

愛知 和男君

伊東 秀子君

草川 昭三君

塚本 三郎君

松田 岩夫君

岡崎トミ子君

冬柴 鐵三君

中野 寛成君

補欠選任
補欠選任

愛知 和男君

伊東 秀子君

草川 昭三君

中野 寛成君

法務委員会調査 平本 喜祿君

同(五島正規君紹介)(第一八八六号)
同(常松裕志君紹介)(第一八八七号)
同(藤田スミ君紹介)(第一八八八号)
同外二件(小谷輝二君紹介)(第一九二〇号)
同(山下八洲夫君紹介)(第一九二一号)
消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(秋葉忠利君紹介)(第一八二七号)

同(森本晃司君紹介)(第一八二八号)

同(秋葉忠利君紹介)(第一八五三号)
同(秋葉忠利君紹介)(第一八六八号)

同(小森龍邦君紹介)(第一九一九号)

同(秋葉忠利君紹介)(第一八五三号)
同(秋葉忠利君紹介)(第一八六八号)

同(小森龍邦君紹介)(第一九一九号)

同(秋葉忠利君紹介)(第一九一九号)

○沢田委員 おはようございます。
今まで各委員を通じまして商法の改正等、そ
の他いろいろと意見があつたわけあります
が、きょうはいよいよ採決を控えているわけであ
りますので、今までいろいろな立場から商法の今
後の問題あるいは検討すべき課題等について発言
もされたわけであります。どういう受けとめ方
をして何が今後の課題となつたのか、やはり整理
をする意味で受けとめ方について一応お答えをい
ただきたいと思います。

○清水(選政府委員) お答えいたしました。
今回の改正案そのものの審議に関連いたしまし
て、監査制度あるいは株主の権利の拡充と強化と
いうものがこれで十分であるかどうかというよう
な御指摘がございましたので、まずこの点につい
て私ども今後の法律の実施状況に注意深い関心を
払いましてこれを見守つていき、必要な改正とい
うこと、将来検討しなければならないこともあります。
参考になればならないと思つております。

○浜野委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律案(内閣提出第五三
号)は本委員会に付託されました。

本日の会議に付した案件
商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五
二号)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整備等に関する法律案(内閣提出第五三
号)

○浜野委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律案(内閣提出第五三
号)は本委員会に付託されました。

それから、分割法制につきましては、実は我が
国の会社法は直接にこれを定めるものがないとい
うようなことが指摘されておりまして、例えば営
業譲渡とかあるいは子会社を設立してそれに現物
出資をするというような形で対応せざるを得ない
というような問題がござります。そういうことか
ら、分割法制を明定したらどうかという問題の提

起がございます。

それに加えてさらに、非常に大きな会社と中小の会社がある。監査制度の問題等につきましては、大会社における監査のあり方等につきましては今回の改正法では不十分ではないかという御指摘があつたわけでござりますが、会社の規模に応じたふさわしい法制を整備する。私どもは小会社区分立法というふうに申しておりますけれども、そういうような問題。それとの関連で有限会社法の全面見直しという問題が重要な課題として積み残しになつております。

それからまた、これは先般の商法改正の際にも議論された問題でございますが、中小会社の計算の適正担保の問題あるいは計算の開示問題。これは当委員会でもしばしば御指摘になつておられるわけでございますが、中小会社の会計調査人制度の採用等の問題がございます。

よりまして現代語化というののは必ずしも難しいことにはならないのではないかという気がいたしますけれども、会社法を除く商行為法、海商法、保険法というような分野につきましては、これらは口語化について相当研究、検討を重ねる必要があるということがあろうかと思います。いずれにいたしましても、残された検討課題といつうのは数多くあるわけでございまして、これにつきましては、引き続き私ども、法務大臣の諮問機関でございます法制審議会等にも意見を求めるながら研究、検討して、できるだけ速やかに結論が出るよう努めたいと、いろいろうに考えているところでございます。

○沢田委員 それがすべてだとは思いませんけれども、さらに各委員からの発言を受けとめまして整理をして、それぞれの所要の手続をとつてもらおうことを特に願いをしておきたいと思います。

していざれ資本に組み入れるということになるらうかと思ひますけれども、あわせてそれに対する規制の整備 これは大蔵省の所管かと思いますけれども、そういうような面からの問題があらうかと思います。

ただ、いすれにいたしましても商法の会社の計算の考え方が、一定の期間における収益と経費というものの対比におきまして期間の損益を計算する、その間における利益を配当財源とするという建前をとつておりますので、そういうような建前を崩すということはちょっと難しいのではないか。それを崩さないままどういう形で再評価といふものをうまくミックスさせていくかというようなことについて、これは相当な研究をする必要があると思います。

そもそも根本の前提問題として、今の時期に再評価することが適當であるかどうかという大問題あると思います。

これについては配当性をなるべく現状の株価に合わせていく。簡単に提言しますと、例えば前年度の総会時期における株価に対して金利並みの配当をしていくとか、利益が出たら、役員の方で三分の一、従業員が三分の一、株主が三分の一、そういう日安ぐらいにやはり考えていく。

大臣も知っているでしょうが、NTTでは、政府が出したわけですが、今配当、一株二千五百円ですよ。二千五百円というのは、五十万で二千五百円の配当で、それは高くなつたら売ろうという気しか持つてないのが現状じやないですか。

株の配当っていうのはやはり非常に慎重で大切な経済の基本だと思うのですね。これは大蔵と局長ですが、どういうふうにこれからそれを集めて対応していくか。今までよくないことはわかつているのだろうと思うのですね。そのことから、

ね

—

それからさらに、自「株式取得についての規制緩和の問題。これも今回の審議いろいろ御指摘がございました。これについても現在問題点を整理して意見照会中でございますけれども、速やかに結論が出来るよう私どもとしても努力をいたしたい、こういうふうに考えております。

また、今回は監査役の問題を中心に取り上げましたけれども、会社の経営管理機構のあり方として、当委員会でも御質問がございましたけれども、例えば経営委員会あるいは常務会というようなものを取り締役会の中に置くということを法制化するというような問題が実は前々から議論されているわけでございます。これは取締役会制度を非常に弱めることになるのではないか、取締役会との関係をどうするかという大変根本的な問題があるわけでございますが、そういう意見もあるわけでもございまして、検討課題の一つになつてゐるわけでござります。

さらに、これらの問題を通じまして商法の現代化ということが、私どもにとりましては非常に重要な課題になつております。株式会社法につきましては、表現は古臭いのですが、累次の改正に

それから、資産再評価とか世界の会計基準でありますから、やはりいろいろ言われているわけでありますから、これについても、早急にという言葉がいいかどうかわかりませんが、逐次情勢に応じ対応できるよう検討をし、また結論を見出すようにそれぞれ意見を聞いて進めてもらいたい、こういうふうに思つております。これもよろしいですか。

○沢田委員　局長の段階では無理だと言うのですから、大臣の方でも一応心して対応していただきたいと思います。

それから、今まで各委員から言われておりましたが、特にこれはお願い、大蔵の方になるのかもしれません、いわゆる株の配当ですね。日本経済のこれから安定性をより強固にしたいには、株の配当というものが投機対象ではなくて、やはり安定した株主としての地位を確保することにあると思うわけですね。今のように、言うなら、もう投機の対象で、売つて、それだけ利益を得ればいいという、ばくち的なというか、あるいは競輪、競馬のような賭博的なというか、そういう形でいる限り、日本の経済の真の安定性なり発展性はあり得ないと思うのですね。しかも、企業だけの株主で一般投資家が非常に少ない、こういうアンバランスな形態を直さなければならぬということ是非常な急務であると思うのです。

てもらつてひとつ発言してください。

○西方説明員　我が国の企業の配当性向なり配当利回りは、今お話をございましたように、外国と比べてみても大変低い水準にあるわけでござります。例えば、平成三年度の配当性向で見ますと三八%でございますが、諸外国の場合は五六%から大きいところだと八〇%程度、また平成四年の配当利回りで見ますと〇・八八%ということです。一%を割っているような状況でございます。諸外国の水準の場合は、これが二%から四%程度あるというようなことでございます。

実は、この配当性向に係る配当政策というのは基本的には企業の経営判断の問題になるわけでござりますけれども、やはり健全な株式市場の方を考えますと、この配当性向の向上を通じまして、個人株主を始めとして一般投資家がいろいろな意味でこの株式の投資魅力を感じて市場に参加するということは大変重要なことだというふうに私ども思つております。

これまでも、投資家の利益とか株主の投資魅力の向上といった点を考慮いたしまして、これを一

○**西方説明員** 我が国の企業の配当性向なり配当利回りは、今お話がございましたように、外国と比べてみても大変低い水準にあるわけでござります。例えば、平成三年度の配当性向で見ますと三八%でございますが、諸外国の場合は五六%から大きいところだと八〇%程度、また平成四年の配当利回りで見ますと〇・八八%ということで、一%を割っているような状況でございます。諸外国の水準の場合は、これが二%から四%程度あるというようなことでござります。

実は、この配当性向に係る配当政策というのは基本的には企業の経営判断の問題になるわけでござりますけれども、やはり健全な株式市場の方を考えますと、この配当性向の向上を通じまして、個人株主を始めといたしまして一般投資家がいろいろな意味でこの株式の投資魅力を感じて市場に参加するということは大変重要なことだというふうに私も思っております。

これまでも、投資家の利益とか株主の投資魅力の向上といった点を考慮いたしまして、これを一

番抜つていると申しますか関係の深い経団連等の場におきましても企業に要請をしてきてるわけでございます。それから、証券会社の引受責任の観点からも、引受証券会社に対しましても指導を行っております。また、証券取引所におきましても上場企業に対する要請を行つてあるというような状況でございます。

特に、御案内のことと思ひますけれども、昨年八月の総合経済対策に引き続きまして、先般の新総合経済対策におきましても、安定的で活力ある証券市場の確立に向けての緊要な課題としてこの問題を位置づけているところでございます。

私ども、経団連との意見交換等の場を通じまして、発行企業等に対しまして、株主の投資魅力の向上のための施策を講ずるよう今後とも要請してまいりたいというふうに思つております。

○沢田委員 現在いろいろ株式割引券が出ていますね。これは現状価格の割引券なんですね。後楽園だって、名前挙げるのは差し控えますが、余り人気のよくないのは二枚くれるけれども巨人軍のになると一枚しかくれないとか、そういうことはありますけれども、いずれにしてもそれは現状価格に対する配当なんですね。あるいは、百貨店等で割引を出しているのも現状価格に対して5%だとか10%だとかという割引をしている。現状価格なんだ。配当だけがその株券の価格で配当をしているということは、これは不合理きわまりない。

だから、そういう状況のことも念頭に入れて、今あなたの言つているようなことだけではなくてもう一步進めて、要すればその総会を開いた時点ですで、決算をした時点で、その株価に対しての配当率を考える。2%でもいい、1%でもとにかく最初はいいですよ。しかし、そういう仕組みをつくっていくことが大切だと思うんです。

これは時間の関係がありますから特に要望だけしておいて、こういうアンバランスが続けば結果的には投機の対象以外の何物でもなくなるということだけ言つておきます。

それから、大臣に、我々法務におりまして、外へ出て、沢田さん、法務やつてあるんだって、こうしたことになりますと、途端に出てくる話が恩赦と死刑ですよ。恩赦どうするんだいというのが出てくる、それから死刑はどうするんだいという話が出てくる。沢田さん、それについて何も法務委員会ではやらないのかい。何かやらないことがあります。

ここで議論しようとは思ひません。現在いろいろの議論があることは事実であります。ですから、時間的には、執行したものについていろいろ議論もあるでしょう。これからのことと死刑については議論があるでしょう。十分慎重に国民世論のことをそんたくしながら、突然不意打ちにといふことでなしに、恒例化してやつてあるならこれはまた話が別なんだと思いますが、そういうことでいろいろと議論もあります。

そのうちの一一番大きな理由は、刑が確定してから非常に長く時間がかかっているということが一つですね。だから、昔のどういう犯罪であったかということとの事実関係が非常に不明になる、それが一つ。それからもう一つは、昔の判決で、時に間違つて冤罪になつてしまつていてるという事例もある。この二つがやはり常に方向性について、ああいうことがあつたんじゃないかということが問われる原因なんですね。ですから、その点は両論にそれぞれの理屈があるような氣もいたします。

ですから、その他国民の意向を十分反映しながら慎重に対応してもらいたい。

○西方説明員 資本市場における、特に発行段階の諸手数料につきましては、基本的に当事者の方々が自由に交渉する、こういうことになつてゐるわけでございます。政府がこれに関与して固定制になつているということはございません。しかしながら、手数料につきましては、今まで、特に受託の手数料でございますけれども、諸外国と比べてみて非常に高いといふことが言われているわけでございます。この原因につきましては、受託の機能というのが今まで、例えば発行会社サイドの事務にも関与するとか、それだけじゃなくて当然のことながら社債権者のサイドに立つた仕事もするというようなことで大変多様な機能が認められているような、あいまいな機能がその根底にあつたということじゃないかと思います。

今度の社債法の改正では、社債権者の保護といふことに受託の機能が純化、再構成されたわけでございますので、そういった機能というのが非常に明確になる。そうすると、余分な部分についてはよく考えてみると手数料というのではなくいかという部分があろうかと思います。これについては私ども、基本的に私どもが決めているわけではございませんけれども、関係者の方々にそういふふうに思つております。

○沢田委員 ちよつと語尾がはつきりしませんが、定められた契約というのは、民事契約としての目的、形態など、その費用の実態に応じて取り扱つてあるところでございます。お尋ねの手数料額は、それは支払い手数料等といいたしまして損金の額に算入いたします。そうでない場合には交際費として取り扱つておるということでございます。

○大西説明員 お答えいたします。

法人が支出する費用につきましては、その支出の目的、形態など、その費用の実態に応じて取り扱つてあるところでございます。お尋ねの手数料額は、それは支払い手数料等といいたしまして損金の額に算入いたします。そうでない場合には交際費として取り扱つておるということでございます。

○沢田委員 ちよつと語尾がはつきりしませんが、定められた契約というのは、民事契約としての判断の基礎がある。言うならば社会慣行的に許される、こういうふうに解釈していくですね。

○大西説明員 そのように解釈しております。

○沢田委員 今度は刑法上の問題としてはまた別の判断の基礎がある。言うならば社会慣行的に許される、あるいはその努力に報われたものだ、客觀的に見て正しいという場合は、その前提条件は契約がなければだめだということなんですか、も

う一つ税法上で聞いておきます。

○大西説明員 ただいまそのような趣旨で申し上げさせていただきました。

○沢田委員 大蔵にいるんだから後でまた細かい点は私の方で、ただ、法務の場で考えなきゃならぬ物差しといふものを決めておきたいという意味でお尋ねをしたわけでありまして、これはまた後で処理してまいりたいと思います。

時間的に、税法の方は終わります。

それで、いよいよ最後になりますが、今度の改正でまだ残された問題がありますが、細かい施行令、そういうものについてはいつごろと考えているのか、その点もうわかつてのことだと思うので、お答えいただきます。

○清水(満)政府委員 この法律は、国会を通過いたしました場合には、公布の日から六ヵ月以内で政令で定める日から施行するということになつております。私たちの今のところの心つもりといったましては、十月一日を施行日といたしたいといふうに考えておりますが、これはいろいろな関係方面の意見も聞きながら今後検討いたしたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○沢田委員 一番最終の採決の時間があるようですが、その後何があるようですから、若干早いと思いますけれども、終わる時間を考慮して、協力をいたします。

○浜野委員長 小森龍邦君。

○小森委員 先般も質問をさせていただきましたが、私の予定しておる質問の内容が途中で終わつておりますので、その続きというような意味でお尋ねをしたいと思います。時間が余りございませんから、答弁もあるべく簡潔にしていただきたい、かように思います。

まず、監査役の任期の問題として、二年を三年にした。二年よりは三年の方が監査役としての立場の安定性といふものを確保できると思いますが、逆に言いますと三年よりも四年、五年の方がよいのではないか、こういう考え方も出てくるわ

けでありますて、この点について、法案を作成されるに当たってはどういう目安を入れて三年と定められたか、この点をお尋ねいたします。

○清水(満)政府委員 この監査役の任期は、取締役に対する監査役の発言権を強化する、そのためにはやはり地位が安定していることが必要である、こういう先生御指摘のとおりの理由によるものでございます。立案の過程におきましては、任期を四年にするという考え方とかあるいは現行のように二年にしながら必ず再任を保証する、それでは最低四年にする、こういうような議論とかいろいろございました。ただ、その再任を保証するところございました。ただ、その再任を保証するということにつきましては、監査役は株主総会で選ばれるわけでございますから、株主総会の決議をあらかじめ拘束するような立法は非常に難しいだ

らうといふことで、二年で再任一回四年という考え方は、早い段階で消えたわけでございます。三年にするか四年にするかというような議論でいろいろな意見が出てきたわけでございますけれども、四年は現段階では少し長過ぎるのではないか、とりあえず三年、もしこれが再任されれば六年間は監査役の地位にあるわけでございますが、とりあえずと申しますか、大多数の意見の落ちつくところは三年ということになつたわけでございます。

○小森委員 大体お考えになつておられますことはわかりました。

それで、同じく監査役のことに関してであります。うち一人を社外から選ぶ。これも監査の公平性を期すという意味で非常に結構なことだと思いますけれども、少し心もとないと思います。点は、就任五年前にさかのぼつてその会社と関係のない人、こうしたことありますから、五年以前は関係があつてもよいということになりますが、この程度の規制では、やはり会社の執行部というか、

の状況はどうか、その点をお尋ねしてみたいと思います。

○清水(満)政府委員 今回の改正案では、就任前五年間は会社と関係があつた者であつてはならない、こうしたことになつていてるわけでございますが、これにつきましても、立案の過程ではいろいろな立法論がございました。当委員会の御質問にございました。立案の過程におきましては、任

期を四年にするという考え方とかあるいは現行のように二年にしながら必ず再任を保証する、それでは五年も少し長過ぎる、三年程度の期間にしてほしいうような意見もあつたわけでございます。かつた者にすべきであるとかいう意見、一方では五年も少し長過ぎる、三年程度の期間にしてほしいうような意見もあつたわけでございます。

いろいろな議論を積み重ねてまいつたわけでございましたけれども、この点も、大方の意見の落ちつくところとして、五年程度であれば、たとえ当該会社の取締役等であつた者でも、これらの期間の経過によりまして現に会社の業務執行を行つた者の関係というのが希薄になるのではないか、ある程度というかそれから独立した立場で監査を行うことができるのではないかということで、多数の意見としてこれに落ちついたわけでございます。

しかしながら、もちろん無縁であった者の方が望ましいという意見、あるいは無縁とまでいかなくとももう少し長期の期間が必要だというような意見、これは実は当然あつたわけでございます。

そういうような意見もあつたことを踏まえまして、私どもいたしましては、この改正法施行後、この社外監査役の制度がどういう形で運用されていくことになるのかということにつきましては、重大な関心を持つて見守つていただきたいというふうに思はせておるわけでございます。

○小森委員 以前から私の持論であります。日本の社会というのは非常に前近代性をはらんでおる社会でありますて、五年や七年前に会社と一応役職が切れたからといって、人間関係は相当深いものが思うんです。そういうことで私は大きな懸念を持つておる、こういうことを申し上げておきたいと思います。

三つの質問としましては、監査役会というも

のを新たに設ける、この独任制の監査というものの関係で、その独任制監査の持つ欠陥を監査役どの辺のところを補おうとされておるのか、これをひとつお尋ねしたいと思います。

○清水(満)政府委員 先ほどの前の質問の方で諸外国の制度はどうなつてゐるかという御質問がございました。私、大変失礼いたしました、答弁が漏れておりますので、まずそれをちょっと補足させさせていただきたいと思います。

諸外国の法制というのはちょっと違つていて、あるわけでございますて、アメリカとかイギリスなどの英米法系の国は、監査役という機関が必ず存在しないということがあります。これは、取締役会が会社の業務の執行を監査するということになつておりますて、例えば一部アメリカの会社では、証券市場に上場する基準の一つとして取締役会の中に社外取締役と申しますか、そういうものを入れることが要件になつていて、どういうところもございます。しかし、法制化している国はございません。

それから、ドイツ、フランス等の大陸法系の国というのは、この監査役会の制度を持つております。実は、この監査役会の制度というのは、日本との取締役会と監査役の制度を一緒にしたような機関でございますて、非常に強い権限を持つております。この監査役会において取締役を選ぶというような非常に強い権限を持つてゐるという意味におきまして、大変重要な機関ではございますけれども、ここではいわゆる社外監査役というような形での法制化は要請されていない、こういうふうになつております。ただ、もちろんのこと労働者の経営参加等の問題がございまして、そういう面からの問題がこれらの国においてはあるということが言われてゐるわけでございます。

それから、今回の質問でございますけれども、今回のこの監査役会の制度というの、複数の監査役会と独任制の監査役との相互関係という問題でございます。

今回のこの監査役会の制度というの、複数の

監査役による大会社の監査が組織的かつ効率的に行われるようにする。例えば監査役会において各監査役の調査事務の分担等を決める。会社の規模が非常に大きいものでございますから、監査役がいかに独任制の独立の機関だと申しましても、全部をカバーするということは現実において不可能でございますので、そういう分担を決めるとか監査の方法について意見調整をするというようなこと、あるいはお互いに情報交換の場にするというようなことを行なうことができるようにしてお互いに情報交換の場にするという趣旨でございます。

ただしかし、この監査役会の制度はあくまでも、監査役としてのいわば独任制の機関であると

いう性格のよさと申しますが、そういうものが持つている利点というものを否定しようというわけではございません。それぞの監査役は、法律の規定に基づく監査役固有の権限を使用するこ

とができる、例えば訴え提起したり、種々の行為を行うことができるわけでございます。また、最終的には監査役の意見を監査役会の意見という形

でまとますが、それぞの監査役は、監査役会の最終意見と異なるときは、それぞの意見を監査役会の意見書の中に併記することができる、

こういうようになつておられるというふうなことになつておられるわけでございます。

したがいまして、あえて比喩的に申しますと、監査役の独任制の機関としての長所を維持しつつ、かつその長所を最大限有效地に發揮することができるようなシステムとして監査役会といふものを考えた、こういうふうに申してもいいのではないかとおもいます。

○小森委員 とかく監査役が集まつて何かこの政治の面で言えば党議決定みたいなものをして、これに触れまいや、これは余りつかずには取締役の立場を守つてやろうじゃないか、こうなるとかえつて変なことになるわけで、その点が心配でありますので、先ほどのようなことを御質問申し上げたわけであります。

もちろん、監査役も会社の機関でございますから、監査役が会社の執行部と常に対立関係を持つ

そこで、そのことと関連をして、この監査役の選任の方法ですね。選任された者に対する監査役の色をうかがうというか、御機嫌を損ねてはいかぬというようなことが、これは前近代的な人間関係であります。そういうことを思いますので、その選任方法の問題と、もう一つは、会社の中の情報というものがどんどん監査役の中に流れてくれるようにならないと本当の監査ができないわけで、それを設けて、その自治体の規模に応じてしかるべき事をやつておりますが、細部にわたつたことをお尋ねするようありますが、その辺のところはどういうことになるでしょうか。

○清水(憲)政府委員 まず最初の監査役の選任の問題でございますけれども、これは株主総会で監査役が選任されることになつております。したがつて、株主の判断によつて立派な監査役が選ばれるという法の建前になつておるわけでございま

す。

ただ、現実の問題といったしましては、その株主総会の決議の対象となる議案というものを会社の方でつくつて、例えば何某氏を監査役という形で議案を会社がつくりましてこれを株主総会に提示するわけでございますが、その議案は取締役会で決定するといふことになつております。ですから、実質的には取締役会で決定された者が株主総会の承認を得て監査役になるという形になつておるわけでございます。

これは、かつては取締役に対してもう一つの報告を求めるということになつておられたわけでござりますけれども、使用人に対しても、つまり一般の社員に対してそういう形で求めることになつております。

これは、かつては取締役に対してもう一つの報告を求めるということになつておられたわけでござりますけれども、使用人に対しても、つまり一般の社員に対してそういう形で求めることになつております。

○小森委員 それでは、この辺で、今度は社債の問題の方に質問を移したいと思います。

今回の改正によりまして、社債の発行限度額を撤廃する、そのかわりに社債管理会社というものを置く、こういうことでございます。質問が、どうありますか二つの項目について一度お尋ねするのですが、発行限度額の撤廃ということに基づく、この社債を日本の会社ではどういう展望が実態を把握するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○清水(憲)政府委員 それでは、この辺で、今度は社債の問題の方に質問を移したいと思います。

今回の改正によりまして、社債の発行限度額を撤廃する、そのかわりに社債管理会社というものを置く、この社債を日本の会社ではどういう展望が実態を把握するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

そういうものがバックになつて監査役のスタッフというものが現実にかなり強化をされつつある状況にあると承知しておりますが、今後ともそういうものについてはいろいろな関係機関を通じて情報入手するということができるわけでござりますが、そのほかにも、監査役はその職務を行なつておられるという法の建前になつておるわけでございます。

それで、この辺で、今度は社債の問題の方に質問を移したいと思います。

今回の改正によりまして、社債の発行限度額を撤廃する、そのかわりに社債管理会社というものを置く、この社債を日本の会社ではどういう展望が実態を把握するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○小森委員 それでは、この辺で、今度は社債の問題の方に質問を移したいと思います。

今回の改正によりまして、社債の発行限度額を撤廃する、そのかわりに社債管理会社というものを置く、この社債を日本の会社ではどういう展望が実態を把握するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

そういうふうに見て、社債の発行限度額を撤廃する、そのかわりに社債管理会社というものがこの間からちょっとと言わわれておりますが、利益相反という問題を持つのではない、こういう懸念もありませんので、以上の点についてお考えを説明いただきたい、かように思います。

○清水(憲)政府委員 まず、我が国における社債による資金調達状況ということ、それから諸外国との比較においてどうかというような点でござります。

私どもいたしましては、そういう監査役の権限が非常に強く認められておりますので、その権限を行使しやすい環境を積極的に会社の方でつくつていく。この営業の報告請求権の行使としては、この制度の前提として考えられておりませんが、そういう形で、いわばけんか腰でやるというのではなくて、常に営業の状態が監査役の方にも流れておるということがあります。

それから、もう一つの問題といたしまして、監査役は会社から必要な情報が必要な都度入手できるようになつておられるかという問題がございます。

先ほど申し上げましたように、監査役は取締役会に出席してそこで意見を述べることができます。そのため取締役会には社長以下会社の執行部が常時営業状況を報告する、最低三ヶ月に一回はというような法律になつておりますけれども、会社の営業状況を報告することになつておられます。そういう取締役会の会議を通じて必要な情報入手するということができるわけでござりますが、そのほかにも、監査役はその職務を行なつておられるという法の建前になつておるわけでございます。

そういうものがバックになつて監査役のスタッフというものが現実にかなり強化をされつつある状況にあると承知しておりますが、今後ともそういうものについてはいろいろな関係機関を通じて実態を把握するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

そういうふうに見て、社債の発行限度額を撤廃する、そのかわりに社債管理会社というものがこの間からちょっとと言わわれておりますが、利益相反という問題を持つのではない、こういう懸念もありませんので、以上の点についてお考えを説明いただきたい、かように思います。

○清水(憲)政府委員 まず、我が国における社債による資金調達状況ということ、それから諸外国との比較においてどうかというような点でござります。

いというふうに言われております。まず第一に社債で資金を調達する、その次に新株発行というような株式による資金調達、三番目が金融機関等の借入金というようなことが言われております。これは私ども、必ずしもそういう面での専門家ではございませんので、いろいろな資料からそういう推測をしているわけでございます。日本では、借入金が非常に大きくて、これが第一、その次が社債、最後は株式というようなことが言われているわけでございます。

最近の状況、これは大蔵省等にお伺いした方が適当かと思いますけれども、最近特に株式市場が低迷をしておるというような状況が出てまいりましたために、新株発行による資金調達というのはかなり少なくなつてきておる、あるいは株式に結びついた転換社債の発行も少なくなつてきておる、さらには非常に冒険的な要素がある新株引受権付社債、いわゆるワントラント債なんかも発行が非常に少なくなつてきておりまして、そのかわり普通社債といふのが非常にふえてきておる。平成二年、三年、四年というような最近の一、二年の期間を見ますと、普通社債の発行比率が非常に大きくなつてきておると思うわけでございます。

本来、資金調達の方法としては、私ども、商法の立場から見ますと、新株の発行があるのは最も基本的な形態である普通社債といふ形によるのが企業のあるべき姿というふうに思つてござりますけれども、これはいろいろな見方があるかもしれません。そういう意味では、商法の予定している制度に現在戻りつあるのかなというような感じも率直に言つてしまいわけではございません。

そこで、そういうところが最近の状況でございますが、では、そういう社債の利用状況を踏まえて発行限度撤廃といふものについてどう考えるのか、あるいはそれに対して各企業はどういうふうな対応をしていくのかという問題になるわけでございます。

この限度規制の撤廃につきましては、これまで

しばしば答弁申し上げておりますように、結局、

よつて社債権者の保護を図ることができるという

わけでございます。

この辺は今後の推移を見きわめなければなりませんが、少なくとも今回の社債発行限度撤廃によつて社債権者が不利益を受けるとか、従来にも増して不安定な地位になるということはない、む

らいで、諸外国にはこういう制度はございません。我が国の明治の初期の商法の制定者がややイタリア法の影響を受けたのではないかというよう

なことが指摘されているわけでございますけれども、そういうようなものがますある。しかも、発行の段階だけ押さえておいて、発行後の状況につ

いては何もフォローといふかチェックをするシステムができ上がつていないという問題。それから、社債という形では制限がされているけれども、例えは社債という形ではない企業の借り入れについては全く制限がないわけでございます。彼らでも借りることができます。全く制限がない。こ

ういう状況でございまして、なぜこういうようなことは前々から問題とされておりました。

もちろん、これについては、個別の借り入れについては金融機関等がみずから自分の債権を管理することができます。今後、社債が大いに利用されるということになつていくのかもしれませんけれども、そういう状況にあるわけでございます。

しかも、今回の社債発行の管理会社といふのはまだ現行法の枠にもつていらないというような実情がございます。今後、社債が大いに利用されるということになつていくのかもしれませんけれども、そういう状況にあるわけでございます。

しかし、今回の社債発行の管理会社といふのは銀行、信託会社に限定しておりますので、強制的に社債管理会社になるということでありますと、しかも社債管理会社としての責任を非常に重く負わされておりますから、不良企業の社債発行といふようなことが問題になつた場合には、恐らく銀行、信託会社は社債管理会社を引き受けないとどうことに現実の問題としては当然のことながらなつていくと思うわけでございます。

そういうことを同じまして、実質的には、今まで実はそうだったのですが、今でも社債を発行する場合には委託募集を受ける会社として銀行、信託会社といふものがあり、現実にはすべて信託会社は事実上ございませんから、銀行が委託募集機関になつていただわけございませんが、ごく常識的でよろしいですか

かと思いますが、ごく常識的でよろしいですか

から言つてはならない。銀行のいろいろな業務規制といふ面からいきましても、その段階でかなり厳しく不良社債はチェックされるのではありませんか。いわゆる自己責任の原則のもとで、アメリカみたいに非常に危険な社債をどんどん出しますけれども、そういうことによって恐らく不良な社債といふようなものがどんどん出てくるといふことはまず考えられない。銀行のいろいろなことは必ず考えられます。銀行のいろいろな業種規制といふ面からいきましても、その

うものですね。それからまた、貯金に無記名貯金といふのがあるのですかね。そんなことのいわば法律的な、つまり関係者にどういう利益を与えるとしてそういう制度といふものがあるのか、ごく常識的でよろしいですから、お答えいただきたいと思います。

○清水(謹)政府委員 預金について無記名というのは私ちよつと承知いたしておりませんが、社債とか債券につきましては、記名式のものと無記名式のものがございます。この基本的な法律上の違いというのは、社債の流通といふことを考慮したものだというふうに言つていいかと思います。

つまり、記名社債でござりますと、これを売買、譲渡をするということになりました場合に、譲渡自体は売主と買主の意思表示だけでいいのでござ

りますが、どちらももう一つはやはり社債権者といふものが、非常に数が多くございますから、そういう人たちの立場に立つて専ら社債権者を保護するというようなシステムをこの際しつかりした形でつく必要がある。こういうようなことから、この社債管理会社システムといふものを強制することに

一昨年述べていたこの基本的な立場はどうしてしまつたのでしょうか。

○清水湛政府委員 その基本的な立場は全く変わってないのです。実はこの社債発行限度の撤廃論というものは昭和四十年代、五十年代からありました。そのときに、まさに諸外国にはないじやないか、日本だけだ、入り口だけしか規制してなくてあとは何もないではないか、こういう議論、それから個別の借り入れについては何も規制がない、全く明治時代の規制思想の残滓である、こういうような主張が四十年代、五十年代されました。

それに対して私どもは、いや、そうは言つてもまさに先生御指摘のように不良会社が社債を発行することを入り口でとめるという機能を果たしておる、そういう状況があるから直ちにこの発行限度撤廃といふようなことを言うことはできません、それはそれなりに機能があります、ですけれども、この問題について単純に明治の初期と同じように規制さえしていれば社債の関係はうまくいくかというと、それはそうとは言えないというところから、実はあれは昭和五十二年でしたか、社債発行限度暫定措置法という特別法をつくりまして、廃止まではいかないけれども、とにかく発行限度を二倍まで特例的に認めましょ、その前にガス、電気事業会社については四倍まで認めましょうという特例的な措置を講じたわけでござります。

と同時に、では、社債発行限度の撤廃をするといふならはどういう条件を満たせば廃止することができるのか、こういう研究、検討に着手したわけでございまして、単純に条文を削除すれば済むか、そういうところにおけるディスクロージャーの問題と格付の問題、さらに今の社債法というものを入り口の段階で規制するだけではなくて、社債権者というものはもともと長期にわたるもので

ございますから、長期にわたって社債権者を保護するようなシステムをきちっとした形でつくる必要がある、それが可能ならば発行限度撤廃というのは可能であろう、こういうふうに実は五十年代には考えたわけでございます。

そういうことから民間団体、学者を中心にして社債法制研究会というようなものが組織されました、相当真剣な研究がされまして、そういう報告もされました。そういう報告を踏まえまして、昭和六十二年から法制審議会を正式に発足させまして、そこでこれまで延べ數十回にわたり小委員会等を開催して今回の結論に到達したわけでございます。つまり、単純に先進国はないかやらめろといふようなことでは済みません、きちっとしたそれなりの対応措置あるいは客観的な諸情勢といふものは整備される必要がある、こういうことになりますて、今回諸般の状況を検討して結果、いわば今回の改正法案の内容であれば社債限度の方は全うし得る、発行限度は撤廃しても構わない、こういう結論に到達したということになるわけでござります。

○木島委員 長い間検討してきたことは私も認めます。しかし、一昨年の七月までそういう論理はだめなんだということを法務省の担当参事官が述べておるわけです。

この参事官、こう言っていますよ。いろいろ言つて、いずれにしろこの証券不祥事、損失補てん問題を挙げまして、「今回の不祥事の関係者のうちから市場原理の成熟とか自己責任原則の確立とかいった言葉が吐かれるとき、当分の間それが空疎に響くことは、やむを得ないことであろう。」

昨年の七月の論文ですよ、これ。そんな理由はだめだ、規制として意味があるんだということをしつかり言つていた法務省が急転直下、証券不祥事があつて、損失補てん問題があつて、企業の自己責任原則あるいは社債を買った者の自己責任原則、株を買った者の自己責任原則、そんなことを言つて限度枠を撤廃するのは空疎だと言つてゐるぢゃないですか。何で一昨年までそういう立場に

あつたのを急転直下こんな法律が出てきたのか、今の説明では私は納得できない。

○清水達政府委員 実はその大谷君は今回の社債法改正をずっと進めてきた参事官でございまして、彼は撤廃論者であり、社債権者保護論者です。なぜそういうことで法務省が今まで長問をかけて研究してきたのか、これはこういう由があるからということが彼の言いたいところです。

問題は、その社債管理会社といふものに権利を与えると同時にどういう責任を与えるかということが、まだその段階では具体化していないといふような状況でございました。まだある程度内容が複索されていたという時期でございます。たまたま証券不祥事、金融不祥事とその時期が、彼が書いた時点においてそういう事件が起つたわけですがござりますけれども、私どもとしてはそういうう態も踏まえて、債権管理会社の責任というものはきっちりとした形で法律に書かなければならぬ。

それは銀行にとつては非常につらい話であるかもしれませんけれども、きちんとその責任は書かなければなりませんよということで、そういういろいろな背景で、そういうものを持ちまして最終的な取りまとめをしてきたわけでございまして、当時の担当、この社債法の全面改正に向けて彼はみずから責任者としてやつてきたわけでござりますから、証券界、銀行界に対しても厳しい注文を出したいという気持ちがあつたことは私も当時既に局長でしたからよくわかるわけでございまして、決してその論文は今回の社債法改正法案を彼が否定的に理解しているということじやなくて、むしろ彼としてはこういう方向に持つていただきたいという意図のもとにそういう論説を発表したというふうに私は理解しておりますわけでござります。

○木島委員 財界や大企業や大蔵省筋の物すごい圧力に何とか抗して、社債権者を守つていかなかもやならぬという気持ちのあらわれている論文だと私は思うのですよね。しかし、残念ながら今回

押しかれてしまつたというのが本質じゃないで
しょうか。
社債の法律的な面については商法その他に書か
れておりますからわかるのですが、その経済的な
意味について、大蔵省をお呼びしておりますの
で、若干基礎知識として教えていただきたいと思
うわけであります。
平成元年から平成二年にかけてバブルの崩壊の
時期であります。社債発行の内容が大きく転換し
ておる。それまで圧倒的に多かつた転換社債ある
いは新株引受権付社債が急速に落ち込んで、その
かわりにいわゆる普通社債が急速に伸びてきてお
るという状況であります。これは一言で言つてな
ぜか。その経済的意味、発行企業にとって何をも
たらすのか、手短に教えていただきたいと思いま
す。

委員長退席　田辺(内)委員長代理着席
先生御指摘の二点、立派な主張

押し切られてしまつたというのが本質じやないで
しようか。

社債の法律的な面については商法その他に書か
れておりますからわかるのですが、その経済的な
意味について、大蔵省をお呼びしておりますの
で、若干基礎知識として教えていただきたいと思
うわけであります。

平成元年から平成二年にかけてバブルの崩壊の
時期であります。社債発行の内容が大きく転換し
ておる。それまで圧倒的に多かつた転換社債があ
るは新株引受権付社債が急速に落ち込んで、その
かわりにいわゆる普通社債が急速に伸びてきてお
るという状況であります。これは一言で言つてな
ぜか。その経済的意味、発行企業にとつて何をも
たらすのか、手短に教えていただきたいと思いま

の点を背景といたしまして最近におきましては普通社債の発行が盛り上がりを示している、こういうふうに理解しております。

このような市場の状況の経済的な影響でござりますが、基本的に私どもいたしましては、普通社債を中心といたしまして我が国の社債市場が充実していく、自由で開かれた社債市場が進展していくという点につきましては、企業の資金調達及び投資家の資金運用、この両面におきまして効率的な手段が提供される、まさに金融市場、株式市場と並び立つような効率的な市場が提供される、そういう意味で国民经济的な資金循環上も望ましいのではないか、このように考えております。

○木島委員 簡単に言いますと、株は値下がりしてもうどうしようもない、一般投資家、国民も買おうとしない、それでは資金調達できぬから、やむなく日本の大手企業が社債発行して社債をどんどん買ってもらおう、そちらに資金調達の道を求めた結果がこういう数字になっているんじゃないのかと思わざるを得ませんね。

ではもう一つ。資料等によりますと、昭和五十年度の数字と平成三年度の数字を見ますと、企業の資金調達状況に大きな変わりがある。それまでは資料によると、昭和五十年度で八四・三%を借入金その他に頼っていた。社債はわずか九・三%であった。平成三年度は社債が二七・九%に膨らんで、銀行からの借入金その他が六九・一%に小さくなっている。銀行からの借り入れが急速に減って社債が急速にふえているこの経済的な意味。なぜか。企業にとって経済的にどういう効果をもたらすのか。銀行にとってはどういう意味をこれはもたらすのか。大蔵省に手短に教えていただきたいと思います。

○東説明員 先生御指摘のように、社債と借入金等との間で大きなシフトが最近見られるわけでございます。このような動きの背景といたしましては、まず第一に、いわゆる金融・資本市場の自由化あるいは国際化の進展に伴いまして、資金調達を求める発行企業及び投資家のそれをおきま

して、それぞれの資金調達あるいは資金運用のニーズに即した形で、より低コストでの資金調達あるいはより効率的な資金運用といったものを求

める、そういった意味でのいわゆるセキュリティーション、簡単に申しますと間接金融から直接

金融への動き、転換、そういう意味でセキュリティーションといふようなトレンドが一般的に見ら

れる、それがまず背景の第一として考えられま

す。

さらに、先ほども申し上げましたように、特に最近におきましては、なかなか普通社債が株価等に左右されない安定的な資金調達として活用されるという状況が高まってきた。こういった背景が指摘されるのではないかというふうに考えております。

次に、このよしなセキュリティーション等の進展が持つ経済的な意味合いでございますが、一般論として申し上げますと、自由で開かれた効率的な国内の社債市場が進展していく、そういう点につきましては、先ほども申し上げましたように、企業の資金調達それから投資家の資金運用、これが金融市場及び株式市場に加わってもう一つでこの両面におきましてより合理的な選択肢が金融市場における投資家の資金運用、この両面においてございまして、国民経済的に望ましいと考えております。

さらに、金融機関を中心といたします金融市場それから株式市場等、このような社債市場との間で、それぞれ投資家あるいは資金調達を求める企業がそれぞれのニーズに応じてそれぞれの市場を使い分ける、逆に申し上げますと、それぞれの市場がそれぞれの機能を競い合う形でそれぞれ三つの市場がともに効率化が進展していく、こういった効果も期待されるのではないかと考えております。

○木島委員 日本経済の姿、企業から見て資金調達の三本柱、銀行からの借り入れ、株式、自己資本の発行、そしてもう一つ社債、その中で急速にこの社債があふえているという状況で、これからもそういう方向だというお話をあります。

もう一つ、大蔵省にお聞きしたいのですが、社債がふえてくる、そうすると社債権者を保護するという法的要請がむしろ非常に高まる、そうして今回法務省は発行限度枠を撤廃してしまう、ますます社債権者をどうやって守るかが重要になってくると思うのです。社債発行については商法だけではなくて証券取引法に基づく大蔵省からの関与もあるわけでありまして、社債発行基準だと思うのですが、適債基準。適債基準が緩和されてきてくるとお伺いしております。

この緩和の一つの例として、無担保のいわゆる普通社債についてA格相当以上が発行基準だった

○木島委員 端的に、社債発行企業にとって銀行から金を借りるよりも社債発行して社債を買ってもらった方が低コストだという具体的な中身、どういう点とどういう点があるから低コストなんだ、低コストの具体的な中身について簡単に答えください。

○東説明員 金融機関のことにつきましては、必ずしも担当部局の立場といたしましてはつまびらかではありません。一般論として申し上げますと、いわゆる間接金融から直接金融への転換という場合に指摘されております点といたしまして、直接金融の場合は、金融機関みずから信用機構としての組織機構を維持するまでのコストが、間接金融の場合は、金融機関みずから信用機構としての組織機構を維持するまでのコストが、直接的に投資家と資金調達主体とを結びつける場合と比較いたしますと、そのようなコストがどうしても追加される。逆に申しますと、間接金融の場合はそのように信用力がある仲介機関が存在して、コストがかかりながらもその信用力を發揮していく、そういう観点でいえば、より信用秩序の観点から申し上げましてもつかりしている。直接受け金の場合は直接的な対応関係であるという点は指摘されようかと思います。

○木島委員 日本経済の姿、企業から見て資金調達の三本柱、銀行からの借り入れ、株式、自己資本の発行、そしてもう一つ社債、その中で急速にこの社債があふえているという状況で、これからもそういう方向だというお話をあります。

まず、その格付と申します場合に一つのケー

スといたしまして一番上の格付がA A Aでござい

ます。Aが三つございます。(木島委員「中身です

よ」と呼ぶ)この格付のそれぞれのランクにつき

ましては相対的なものでございまして、相対的に

定性的なランクをそれぞれに位置づけています。

具体的に申し上げますと、B B B以上は投資適格性

がある。その中でA A Aは最上の格付であるとい

うわけでございます。

具体的な現在の格付の状況を申し上げますと、

日本の格付を取得している発行体といたしまし

て、さつと七百五十社ばかりあります。そのうち、

A A Aを取得しておる社数が六・四%、A Aが一

八%、Aが三八・七%、B B Bが三二・三%、こ

ういった状況でございます。これでその状況を御

推測いただきたいわけでございます。

○木島委員 だから、格付をAとするか、B Bに

するか、B B B にするか、その中身ですよ。要するに財務内容が非常によくていいから A なのか、その中身のメルクマールを羅列していただければいいのですよ。

○東説明員 格付は基本的に社債の場合、将来にわたって元利の償還の確実性をあらわすような度合いの基準といたしまして設けられているものでございまして、先ほど申し上げましたように、B B B 以上であればそういう元利償還の確実性という尺度に照らして一般的な投資対象として適格性がある、そういう中でそれぞれの発行体の、発行企業の現時点での財務内容、あるいは現時点での資産のボリュームあるいは収益力、さらには将来にわたって償還期限に至るまでの間における収益の状況の見通し、そういうたった諸点を踏まえまして、あとは相対評価でございまして、A A A、A A、A B B B、こういう四つの粗々のカテゴリーの中で相対的な評価づけをしている、そういうたるものだと理解しております。

次に、将来のあり方でございますが、私どももいたしましては、我が国の大債市場の基本的なあるべき姿といたしまして、ディスクロージャー制度や格付制度の整備拡充を前提といたしまして、マーケットメカニズムが基本として働くような自由で開かれた市場、そういうふたつのルールに基づいて適正な運営が確保されていく、そういうたまり方が基本的に望ましいと考えております。

他方で、我が国の社債市場の場合、かつて我が国の市場が未成熟であったような時点で持ち込まれましたいわゆる諸慣行のたぐいがあるわけでございまして、この諸慣行のたぐいにつきましては、現時点ではもはや過度の制約になつてゐる、こういった指摘がかなへてから行なわれてきたわけでございます。したがいまして、先ほど申し上げましたような諸慣行につきましても、その時々の市場の状況等を踏まえながら着実に緩和を進めてしまいたい、そのように考えております。

したがいまして、先般申し上げましたような四

月一日以降の今回の見直しに引き続きまして、まさに二年後には基本的な見直しを行いたい、このように考えております。

○木島委員 余り明確に御答弁なされませんけれども、将来の方向としては完全自由化する、格付その他による適債基準を、緩和でなくて、もう完全自由化という方向が打ち出されているわけですね。要するに、社債に対する元利償還の確定性がどう図るかというのは非常に大事な、決定的に大事なことがあります。なおさらのこと、社債権者の保護をどうしますと、なかぎになるんじやないかと思うわけです。

そういう目で今回の商法の改正法案を見ますと、社債管理会社の創設ですね。しかし、これを読んでもよくわからないのは、社債管理会社は監督注意義務を持つ、公平誠実義務を持つという抽象的な言葉であります。具体的には、この善管監督義務、公平誠実義務、どのようなことを想定しているのでしょうか。法改正は、社債の管理とはいかなることを意味するのか。旧法でいくと社債の償還という言葉ですが、新法でいくと、弁済を受け、または債権の実現を保全するに必要な裁判上の、裁判外の行為をなす権限、そういう言葉になつてているのですね。今まででは社債の償還と言っていたのが、今度は弁済を受け、または債権の実現を保全するに必要な行為。債権の実現を保全するに必要な行為、どこまでやらなければならぬのか、どこまでやれるのか、具体的に御答弁いただきたいたいと思います。

○清水道政府委員 今回の改正によりまして社債管理会社の設置を義務づける。この管理会社になるのは銀行でございます。事実上、銀行だけということにならうかと思ひます。ですから、銀行としてはそういう危険な社債の管理会社になるということは、恐らく銀行は拒む、結果において社債を発行することができないという状況が出てくるということは十分考えられます。そういうことを前提とした上で、銀行が発行会社の実態とい

ものを見きわめて、社債権者のために自分たちが十分に働けるかどうかということを判断して管理会社を引き受けていることになるわけでございますて、そういう前提での管理会社の強制というのが非常に意味を持っているというふうに私どもは考えております。

そこで、具体的な細かい御質問でござりますが、「社債ノ償還」という言葉を「弁済ヲ受ケ」という言葉に、社債の債権の弁済を受けという言葉に改めましたのは、「社債ノ償還」という言葉だけだと社債の利子の支払いの弁済を受けるといふことが入らないのではないかという疑義がある一部の方面から出ましたので、そこは当然元本のほかに利子の弁済も受け得る権限があるんだということでそういうような表現をとつたということでございます。

善良な管理者としての注意義務というのが、当然今度の新しい法律で設けられたわけでございますけれども、具体的に、例えば債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限があるということにしたわけでございますが、債権の実現を保全するための裁判上の行為とは、結局、適時適切に社債権を被保全権利として仮差押及び仮処分をするというようなことになるというふうに私どもは理解しているわけでございます。したがいまして、適時適切なこういったたぐいの債権保全行為を怠るということになりますと、善良な管理者としての注意義務を果たさなかつたといったことにもなって、損害賠償責任にもつながつてくる、こういうようなことが例えれば考えられるわけでございます。

そのほか、この法律で社債管理会社についていろいろな社債権者を保護するための義務規定を設けておりますが、それらの義務を誠実に履行する、こういうことが要請されておる。具体的ないついかなる時点においてどういう状況のもとにどういう行為をすべきかということにつきましては、これは個々のケースによって判断すべき事柄というふうに思うわけでございます。

○木島委員　社債管理会社の責務は、社債を発行するときに危ない社債を発行させないというのは当然ありますね。発行させた後は、その社債を利子も含めまして完全に償還させるために目配りをするということですね、簡単に言うと。今、民事局長から適時適切なときに仮差押などの手を打つとおっしゃられました。しかし、仮差押なんかを打つときはもう最後なんですよ。そんなときにはもう会社は倒産する直前なんですね。そんなにいやだめなんですよ。通常からこの会社が何億、何百億という社債を発行した、利子をきちんと払えるように、そして償還ができるようにといふのは目配りをするには大変なことです。

これは、何をやらなきゃいかぬかというと、仮に不採算部門が見つかったら、この不採算部門を全部切れというようなこともやらなきゃいかぬかもしれません。あるいは合理化を怠った場合には、どんどん合理化して労働者の首を切らなきやだめだ。高齢者をこんなに雇っていたんじや利益が上がらないから利息の償還ができないじやないかと言つて、高齢者をもつと解雇しろ。下請について甘過ぎる、もっと下請に厳しくやれ。あるいは国内ではもうだめだ、海外へ出ていきなさい。そうでなければ会社経営が守れないから、社債権者の元利償還ができない。そういうこともしつかり、私はやつてはいかぬと思うのだけれども、やらないと逆に社債権者の利益を全うできないのですよ。

務、公平誠実義務に反することにならざるを得ないんじゃないでしょうか。单なる仮差押だけの問題じゃないと思うのですが、いかがでしょう。

○清水(邊)政府委員 恐らく社債管理会社となる銀行は、従来から社債発行会社といろいろな取引関係があつて、その会社の業務内容というものは熟知していて、その上で社債をこういう形で今回発行いたしたい、こういう社債の発行自体についていろいろな協議を受けるというようなこともそれはあるのかもしれません。そういう状況のもとで、この会社が発行する社債であれば自分の銀行がきちんととして、管理会社になつても社債権者に迷惑をかけて銀行の名を汚すとか銀行の信用を損なうというようなことはない、こういう判断でされるんだろうと思うわけです。そういう意味では、いかげんな社債の発行というものを事実上チェックする機能としての社債管理会社の設置強制というのは非常に意味があると私どもは実は考へておいでございます。

その際、今度は逆にそういうことが現実に起るのかどうかわかりませんけれども、もしそういうような事態が起これば、これはむしろ会社更生とか別途の法的措置が別途働いてくるんだろうと思うのであります。その辺は、果たして社債権者だけであとは一切合財ということになるのかどうか、私はちょっとそういう場合が果たしてあるのかどうかわかりませんけれども、その辺はやはり善良なる管理者の注意義務ということで考えていくということになるのではないかというふうに思つております。

○木島委員 どうも法務省は現実を全然知らぬと思うのですね。銀行がそんな倒産直前まで手をこまねいているはずがないのですよ。社債管理会社ではない、今の現実に金を貸している銀行がどういう態度をとつておいでしようか。ちょっとでも会社の利益率が落ちただけで、ささじい介入、

支配をしてくるのですよ。株価に影響する、あるいは配当性向が落ちる、これじゃだめだ、この不採算部門を切り、そしてそういう経営能力のない取締役はみんな去れ。そういうことですまさに、メーンバンクは、これは担保権者であり、最大の貸金業者として、言葉は悪いけれども、金を貸した地位にある者として支配してくるのですよ。

それで、大体ぶつかつているのは、解雇事件なんかは、その労働者は、その銀行とけんかするわけです。銀行何をいうか、背後資本何言うかといふことで、今裁判まで行われているのですよ。しかし、今度は単なる金を貸した立場でなくて、自分の利益のためじやないんだ、多くの社債権者のために物を申すんだということで入つてくるわけでしょう。何百億という社債権者の利益を守るために、あなたたち労働者の働きが悪いから首を切るんだということで介入していくわけでしょう。

それを私は防がにやいかぬと思うのです。それを寄せせるにしきの御旗を与えるものではないかと思わざるを得ません。

最後に、利益相反といふのは避けられない問題ですね。メーンバンクが社債管理会社に通常なるであろうと今民事局長答弁をされました。メーンバンクはその社債発行会社に対する最大の担保をとつた債権者であります。この地位と多くの社債権者の利益を守る管理会社の地位とは一見明白に利益相反するわけであります。

この法律案を提起するための法制審の審議中でその問題が論じられたようですね。この利益相反行為は避けられないから、少なくともメーンバンクは社債管理会社から外すべきではないかといふ議論もなされたようですが、社債法小委員会では採用されなかつたと、先ほど私が指摘した大谷参事官の小論には書かれているわけであります。

本法によりますと、銀行が弁済を受けてから三ヶ月以内に社債の利息の支払いなんかを怠る状況が生れたときには責任を持たされる、三ヶ月以内にそういうことをやると銀行は責任をとらされるという法律になつております。しかし、三ヶ月なんてそんな間の抜けたようなことを日本の銀行はやりませんよ。一年、二年も前から会社の状況がわかるわけですから、いち早く自分の債権を保全するために手を打つわけです。その保全のため

をするのかどうかというの、私どもちょっと仮定の問題みたいな感じもするわけでございますけれども、実は今まで、現実に社債を発行する場合には募集委託を受ける機関として銀行が、この改正法のよう明確にその権限とか責任というものは定められておりませんけれども、要するに社債権者のためにそういった管理行為をしていたわけでございます。

そういう状況の中で今まで銀行が社債の発行とか管理といふものを通じていろいろな不当なあるいは妥当でない行為をしたかといふことに對しては、私どもは必ずしもそういうふうには考えておりません。また、今回、銀行が管理会社に改正法のもとでなつた場合に、直ちにそれによって企業の従業員なりなんなりの利益を徹底的に害すことになるということはいささか論理の飛躍があるのではないかと思うわけでございます。

銀行は、もちろん企業に對して自己の立場から貸し付けをしているわけでございます。その貸付金の背後には大衆というものが控えた預金があるわけでございまして、いわばそれを銀行が中間的な機関として企業に融資しているわけでございまして、その預金者に対する責任でも貸し付けをしているわけでございます。

そういう意味合いの中でのば債権の弁済をめぐって銀行固有の債権、社債権の弁済あるいは従業員の債権、そういうふたものが非常に厳しい対立状況になつていくことは、私もいろいろな会社更生事件等の経験からわからぬわけではございませんけれども、だからといって今回の改正法による社債管理会社が銀行であるのはふさわしくないとか、あるいはメーンバンクだつたらいいかね、こういうことには到底ならないといふように私は考へておいでございます。

○木島委員 終わりますが、最近の金融不祥事のときの銀行がとつた態度、バブル経済が崩壊して今銀行がとつておられる態度を見ますと、そんな甘い目で日本の金融機関を見るわけには到底いかない

ということを申し述べまして、終わります。

○浜野委員長 塚本三郎君。

○塚本委員 商法改正に当たりまして、私は、約二十年ほど前でしたか、資本金十億円を五億円に下げて広く監査制度を徹底せしめるべきだという改正案のときタッチさせていただきまして、当時局長でありました香川さんでしたか、中に入れていただきました。それは結構だ、しかし監査法人で監査をしておる企業に対しても税務の申告はやめなさいという案を私が出しまして、折り合つていたたいて今日の商法の改正ができると記憶しております。

なぜならば、監査はいわば検事のような立場です。それで、税務申告は弁護士のような立場に立つ。同一の監査法人で両またかけることはよろしくないという立場に立つて分離をさせていただいでの、そのかわり五億円までの監査は認める、この案が成り立ったと記憶しております。

そして、今回はさらに株主保護の立場から監査制度を強化すること、私は賛成でございます。したがつて、もはやこの増上に立つ必要はないとは思いますが、せっかく高名な後藤田大臣ですから、観点を変えて、本当に株主保護という立場から問題提起してみたいと思うのです。

というのは、日本の会社は株主に対して余りにも配当が少な過ぎる。平均株価が一万五千円を割つてもその配当の平均は〇・九六%ということは、もはや配当を当てにできない状態の株主、これが実は日本の企業のいびつの根本になつておる。銀行からの借り入れに対する利息は損金として認められる。配当金の場合には、利益処分で企業が税金を払つた残りを配当に回す、株主はいただくに高い利息を取るために実は貸付金に重点を移しておる。このいびつな日本の会社制度といふのは、ほとんど株主が銀行になつて、配当金を当てにせずには、不況になれば、運転資金だけならぬものが生保と銀行を通つて企業に実は資本金として生産を縮小しておけばいいのです。配当はゼロにすればいいのです。ところが、それでは必ず経営者は追づ払われて、銀行から天下りされてしまふに思います。また、政府の経済政策の中を見まし

常識でないこと、世界各国の体制も日本と同じ状態ですから、しかしこのいびつなを直して、もういいものならば無償でもつて子が孫を生む、この将来性が株式会社の展望ではなかろうか。それを不可能にしておるのは、配当金を損金と認めない、だから損金として認められる借入金になつてしまつておる。この点は、まず大臣から、今の状態の理屈はわかつております。しかし、将来の会社経営の基本に返つてみて再検討する必要があるのではないかと提起しますが、いかがでしよう。

○後藤田国務大臣 専門家の先生から素人の私に御質問で大変恐縮ですが、これは前から言われてることなんですね。要するに、税制上、法人擬制説に立つてあるのが実在説でやるのか、こういうことで、我が国の税制の場合にはたしか實在説になつてますから、やはり会社が配当するとなれば、それは会社は法人として實在しているんだから、もうけた分は税金を納めなさい。株主側は、自分が投資した投資金に対する利益配当だから、それは当然個人がまた払いなさいといつたような理屈は、御承知のとおりこれはどこの国でもある理屈でしよう。したがつて、それについてどうこうするというのは、これは大変な税制上の課題でございまして、今私がここでお答えするのは差し控えさせていただきたいと思います。

○田波政府委員 いわゆる配当金に係る二重課税の点についての御指摘でございます。

大体の考え方は今法務大臣からお答えがあつたことに尽きてはいるというふうに考えておりますけれども、若干事務的に補足をさせていただきたいと思います。

この二重課税の問題をどう負担調整するかとい

うことは、いわば基本的な所得税、法人税の間に係る問題でございますが、我が国の場合には、個人段階において配当税額控除制度というのが委員によく御存じのとおりございます。すなわち、課税所得額が一千万円以下の場合は配当所得の一〇%を税額控除する、それから一千万円超の場合は五%を税額控除するという形になつておるところでございます。

そこで、これをどういうふうに考えるかといふことでござりますけれども、外国の例を見てみると、これもよく御存じだと思いますけれども、アメリカやスイスなどでは全くこの間の調整を行つておりません。片一方で、主としてヨーロッパの国で御存じのインピュテーション方式といふ形での調整が行われているわけですが、我が国の現在とつております税額控除方式といふのは、一つ税務執行上非常に簡便であるといふメリットを持つてゐるというふうに思つております。それから我が国の場合はずつとこの制度で調整をしておりますので、今これを改正すると

ても、配当性向についてこのままではいかぬ、やはり配当性向を高めるように将来とも政府としては指導を強めていこうではないかというたしか決定もあるわけでございます。

私がお答えできるのはそれまででございまして、どの係かわかりませんから。もし専門家が来ておればひとつお答えをさせたい、こう思います。

私がお答えできるのはそれまででございまして、林大蔵大臣をお招きしようと思いまして、林大蔵大臣をお招きしました。さればいつて、林大蔵大臣をお招きしようと思いましてけれども、かえつて御迷惑だと思いましたので避けさせていただきました。

そこで、実は大臣、こういうことをやつておりますとどういうことが起きておるかといいまして、企業はもういわゆる株主をふやさないのであります。銀行だけにどかつと持たせるのです。銀行は実は配当金を当てにしないのです。筆頭株主としてどかんと貸し付けをして、金利稼ぎのために実は株を保有する。しかも、どんとしないのです。支配権を持ち得る程度にしか銀行は持たないのであります。そうすると、企業はこれから、本来でいくなれば増資をして、そしていわゆる資本金で設備を設けておけば、不況になつたときに、回転資金、運転資金だけを借り入れておけば、生産を縮小して、そして時がたてば必ず景気は早く回復する。

そこで、これがどういうふうに考えるかといふことでござりますけれども、銀行と主義に、銀行から設備の大半を借り入れてするということになれば、不況になつても御承知のとおり決められた返済と利息は払わなければなりません。払うことができなければ、銀行から社長が乗っ込んできて、オーナーは全部追つ払われてしまふ、こういう仕組みになつておるのであります。だから、日本の上場企業のすべてが筆頭株主は銀行なんです。もつと言ひますと、その銀行という株式会社の筆頭株主は全部生保なんです。諸外国の例を私は調べておりませんけれども、銀行や生保が金を持ってはおりません。大衆が生保に掛金とし、あるいはまた銀行に預金したもののが生保と銀行を通つて企業に実は資本金として流れていつておる。

しかも、経営者は、経営の立場を維持するためには、不況になれば、運転資金だけならぬものが生産を縮小しておけばいいのです。配当はゼロにすればいいのです。ところが、それでは必ず経営者は追づ払われて、銀行から天下りされてしまふに思います。また、政府の経済政策の中を見まし

○塚本委員 お役人の立場ではそれ以上踏み込んだ

機関から乗り込んできた役員が占めておることも御承知のとおりです。

だから、それを避けるためには、不景気になればなるほど返済金と利息を払うために大量生産にめり込んで、日本の企業は山が高くなるだけずつ実は不況の谷底が深くなる、そしてそのしわ寄せが中小企業に及んでおるというのがいびつな日本経営の実態であることを軽視してはなりません。私は、大蔵省の参事官や局長さんがこれ以上の答弁をせよといつても——我ら政治家の任務じやありませんか。私は、そういう意味で問題提起をしておりますが、大臣、いかがでしようか。

○後藤田國務大臣 これまで大変な御質問でございますが、企業の経営者が自己資本でやっていくのか、それとも借入金で経営するのか、要するに株式によるのか、銀行の借り入れによるのか、債券を発行するのか、こういったことでしょう。これはやはり私は、日本の経済全体の中で置かれておる企業の立場、お考えというのは企業経営者の経営判断の問題で、いざれがどうとは言いがたいとは思いますが、一般論的に言えば、日本の企業は借入資本に少し依存し過ぎておる。やはり自己資本をもう少し充実しませんと、今おっしゃるようになりますが、金融の支配になってしまふ。そうすると、不況の際の対応力も弱いといったようないろいろないびつな面が出てくるおそれは多分にある。こういう点については、日本の経済構造全体の中でお互いに検討しなければならない大きな課題であろう。

しかし、それをどうしろ、どの程度の自己資本の割合がいいのかといったような点は、私は素人でござりますからここでお答えするのは差し控えさせていただきまして、専門家がおりますから、これまで大蔵省から答えていただきたい、こう思います。

○塚本委員 委員長、もう大蔵省はいいです。お役人だから踏み込んだ発言は立場上できないことは承知しておりますから。

そこで、大臣、私がどうしてこれを言うかとい

いますと、私がかつて昭和三十三年、一年生代議士のときに、まだれにも協力してあげる必要のある立場でしたから、関心を持つて株を一つずつ買ったのです。新日鉄が五十円の額面で四十五円、たしか五十円の額面で六円の配当、今と同じだと思います。それから、日立が七十円、これも

買つたのです。たしか今と同じ十一円の配当だと思いました。これは高くして売つたのですけれども、あの当時は勉強のために少しづつ買つておいたのです。そうすると、銀行に預金するよりも、一〇%、一二%ぐらいの配当がつた。今でも忘れることはできないのは、味の素を売つて、もうゼロだと思つておつたら日々来るので、見たら無償増資なんですね。無償増資が子から孫を生んで何百万といふものになつておることに気がついたのです。私は、もう何十年前かに売つてしまつて、ないと思つていたのです。投資というのはこれではないかと私は思うのです。

今や、御承知のとおり、それが投機に化けてしまつておるということが一番大きな問題だと私は思つていたのです。しかも、同じ投資の立場で国民は株を買うのではなくして——買ってみても配当金が當てにならないのです。私は、一万五千円まで下がつたときに、塚本先生は経済に詳しいから、株は今買ひどきでしようか売りどきでしようかと言つたのに、答えられなかつたのです。というのは、平均株価が一万五千円になつて、どう考えてみてももう買ひどきだとは思ひますけれども、実は配当を調べてみたら〇・九六%。そのとき大京さんが三〇%，日産が一四、五%でトップでした。だ

けれども、不動産は危ないから日産ならばと思つたら、日産はまた半分になつてしまつた。私は、健全な投資家の立場で見たら、配当性向を基準にして株を買うか買わないかを見定めていかなければ、資本主義ではないと思うのです。全部投機に走らせてしまつておる。こういう状態がいかにいびつであるかということを、これはもう認めます。それを銀行は、配当などどうでいい、支配権を持つために貸付金で金利を取るからい、これではいわゆる配当と金利が、税のいびつ

るならば、そのことを真剣に考えていかないと、悪いことをいろいろやっている、それは監査で強化することは必要です。これは大体五億から二、三十億までの資金のところに起こりがちだと思ふから、それを強化なさることは私は賛成ですし、この附帯決議もよくやつてくださつたと、私は初めてこの委員会に出ましたけれども、賛成し、これは感謝をいたしております。

しかし、もつともつと大事なことは、しかも先ほど申し上げたとおり、いづれも大衆からきた金はねされ、そして行つておるという状態で、ここでビンはねされ、銀行をくぐり抜けてここでどうすれば、そして行つておるという状態で、金利が、公定歩合がわずか二・五でしようか。こいついうときに、それ以下であつたらもはや一体我々は将来のために何を子孫に残すべきなのか。やつは悪人のよう言われては、私はいけないと思うのです。やはり、勤儉貯蓄といふことが資源のない日本の国においては不可欠の条件だ。

若者たちは、ちょっと金があると、連休になつたら全部外国へ遊びに行きます。それは外國に行けば日本円が強いからということで、遊びになれない子は結婚してあげないというお嬢さんまで出てきておる。このときもう一遍、私は勤儉貯蓄をして、そして成長する企業に対する株主として、だから私は少なくとも例えれば五%なら五%まで配当金はいわゆる金利と同じように損金として認めるような何らかの形でもつて——きょうはアメリカの友人も来ていてくださるけれども、日本間の経済の基本的な違いは、第二次産業を日本が大切にしたということが日本の経済を支えている根本だと私は受けとめたいと思います。

そのときにやはり資本というものは、みんなが

とは言いませんけれども、世界もこれになつていることも、法人説も私は若干は承知しておりますけれども、今そなつてしまふ。かつて三十年年前、私が一年生代議士のときのことと比べてみると、どこからこのように株式会社の筆頭株主が全部銀行で、銀行の筆頭株主が全部生保で、そして預金者は全部株主になつたならば投機で、いわゆるばくち場に誘い込まれてしまうという形になつてしまつたのか。これは日本経済にとってこれが

あらゆしき事態になつてくると私は思うからでございます。

素人的な立場と副総理がおっしゃつたが、私はそう思うがいかがでしようか。答えてみてください。

○後藤田國務大臣 閣僚を呼んでくる人を間違つておるのではないですか。私からお答えするのは大変難しくござりますが、大変有益な、今日日本の経済が考えなければならない重要な点の御指摘である、かのように私は認識をいたしておるわけでございます。この程度でひとつ答弁はお許しいただきたい、こう思います。

○塚本委員 もちろん額面から言えば五十円です。先ほど申し上げた、私が七十円で買つた日立が幾ら下がつたといつてもまだ十倍以上の八百円台をキープしております。新日鉄が四十五円だといいまして、いつときは十円まで行きましたけれども、どすんと下がつて今は三百円前後で六倍の状態で低迷しておる。だから、六円といふことは一百円と同じことになつておつて、これだけはやつと二%をキープしておる、こういう状態になつておるわけです。だから、この点を私は考えてみますと、本当に将来日本経済に対して、それができないものだから、そして銀行自身も不動産に今貸し付けて、一割二割は下がることがあつても、よも半減するとは金融機関も大蔵省も日銀も予想しなかつたことだと思うのです。だから、担保割れになつてしまつて、世上では危ない銀行さえもできておると奥方はみんなおっしゃつてゐる。

大衆は金を持っているのです。行くところがな

いからみんな郵便貯金に行つてゐる。二十二兆か

うふうに思つております。

景気になることによって景気が下降ぎみになると
いうことを私は心配いたしております。

ある社債発行限度規制の撤廃についてであります。

だから、郵政大臣になつた方が郵政の方とけんかしている。大蔵省と郵政省のどけんかだといって我々見ておられますけれども、本来ならば、郵便貯

金に行つておる金を銀行に戻してあげるべきだ。もつと本来ならば証券市場に戻してあげて、そして健全な証券市場につくり直しをし健全な金融機関に戻してあげて、今二十二兆から二十五兆予定でよりも余分になだれ込んでおるこの金が証券市場やあるいはまた金融市場に戻つたならば、政府はこんなに苦労して十兆何千億とかつきらえて、

金と見合う状態にしておくべきだと思うのです。そうするならば、いわゆる銀行金利よりも、定期預金ぐらいの配当は最低ありますという形にしておけば、いつでも引き出すことのできる銀行とは違つて、融通はできないけれども、将来に対応する資産としてこれをいわゆる子孫のために残すというのが親としての責任だと私は思うのです。

そういう意味で、長引く物語が喜んでおり

うけれども、二十年
いただき、我が党の
には委員会に出て、
やつてくれと言われ
に問題を投げかけま
で結構ですから、所
終わりにいたします

前に商法改正を手がけさせて担当者もきょうは私に、たまたま大法務大臣だから塚本先生たので、私も日本将来のためしたので、最後に、大きっぽ管の大臣の御答弁を伺つて、

力以上に巨額の固定債務を負担するのを抑制する必要があるとの考えに基づくものであります。本法案は、この社債権者の利益を保護するという商法・社債制度の基本原則を打ち崩すものであり、専ら社債発行による資金調達の可能な大企業の要求に基づき、大企業の利益のみに奉仕するもので、到底認めるわけにはいきません。

今回の土建監修尺度見直しの教訓は、平素の才界

る。金はあるんですよ。大衆は持つてみえるのであります。経営者はないですよ、銀行はないですよ。幾ら公定歩合を下げてみたって貸し付けしないんだから、銀行は。何も結果はよくならない。だから、仕方なしに政府は公共事業といつて一生懸命労いただいておる。だから本当は、郵便局に走っている二十二兆から二十五兆という予定を超

て、銀行の借入金で賄えば、土地の値段がほんばんと上がり資産がどんどんとふえていくときに、金利を上回るときにはいい、しかしそれ自身は日本の住宅政策、土地政策にとつてはいびつな現象を招いておることは事実であります。

○西方説明員 先ほどからの先生のお話、資本市場の発展をいかに図るかというお話をだと思ひます。

今回の商法改正は、これまでのいわば直接金融がいろいろな意味で間接金融が主体であるということで制約を受けていた、そういう点に対してもなり緩和をするということになると思います。これだけじゃなくて、株式についての配当の問題、それからそれぞれ間接金融が非常に優位だった時代に、直接金融に、諸規制、諸慣行と呼んでおりますけれども、そういった規制があるわけでござります。こういったものも緩和して資本市場の発展をもつと図つていかなければいけない、そういう

だから、私は、これを安定せしめるためにも、やはり資本でいわゆる設備というものは貯うべきだ。そして、景気がよくなつてきたときにはたくさんの資材やあるいはまた人を雇わなければなりませんから、このときには運転資金として銀行からの借入金で賄う。不景気になるならば、そのときは少なくしておけば、配当金をゼロにしておけば結構なんです。それをむしろ、実は返済と利息のために大量生産しなければ会社経営者は経営の座を銀行に追つ払われてしまう。また、それを口実にして、次の支店長はどこの会社の重役におりようかとこんなことばかりねらつておる。だから、日本のお会社は実は銀行支配だと言われておることは御承知のとおりです。そして、ますます不

○塙本委員 終わります。

○浜野委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○浜野委員長 これより両案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。木島日出夫君。

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、たゞいま議題となりました商法等の一部を改正する法律案並びに商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対し、反対討論を行います。

反対の基本的理由は、本法案の主要な改正点で

主力銀行が同時に社債管理会社という立場で、その特權を利用してさらに社債を発行させて融資金を回収する。一方では、従来、いわゆる「背後資本」という立場から、労働者への解雇「合理化」、下請いじめなどの采配を振るい、時として労組・争議団などから厳しい「社会的責任」の追及を受けてきた金融資本が、今回の法改正によって、今度は「社債権者の利益を代表」という公的ペールをかぶつて、みずからに対する責任追及を回避しつつ、一層労働者、下請企業への過酷な攻撃を強めてくる根拠を付与するものと言わざるを得ません。

バブルの崩壊や金融・証券スキャンドルの多発という状況のもとで、金融自由化の促進や社債の

○塚本委員 終わります。
○浜野委員長 これにて両案に対する質疑は終局
いたしました。

主力銀行が同時に社債管理会社という立場で、その特権を利用してさらに社債を発行させて融資金を回収する。一方では、従来、いわゆる「背後資

○浜野委員長 これより両案を一括して討論に付します。

「本」という立場から、労働者への解雇、「合理化」、下請いじめなどの采配を振るい、時として労組・争議団などから厳しい「社会的責任」の追及を受

討論の中申し出がありますので、これを許します。木島日出夫君。

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました商法等の一部を改正する法律案並びに商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対し、反対討論を行います。

反対の基本的理由は、本法案の主要な改正点で

度は「社債権者の利益を代表」という公的ペールをかぶつて、みずからに対する責任追及を回避しつつ、一層労働者、下請企業への過酷な攻撃を強めてくる根拠を付与するものと言わざるを得ません。

バブルの崩壊や金融・証券スキャンドルの多発という状況のもとで、金融自由化の促進や社債の

際限のない発行などにより、大企業の間でも再編が進み巨大金融資本による経済支配が進むことは自明であります。

今回の商法改正法案の中には、監査制度の強化や株主の権利の伸長など、賛成できる内容も含まれておりますが、中心点である社債制度の改変は、昨年の証券取引法改訂などと相まって、金融資本による日本経済全体の支配力強化につながる改悪であり、結局ツケは国民に回す仕組みを強めるものだということを指摘して、本法案に対する私の反対討論を終わります。

○浜野委員長 これにて討論は終局いたしました。

○浜野委員長 これより採決に入ります。

○浜野委員長 まず、商法等の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浜野委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浜野委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○浜野委員長 この際、ただいま議決いたしました商法等の一部を改正する法律案に対し、田辺広雄君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。田辺

広雄君。

○田辺(広)委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表して、その趣旨を

御説明申し上げます。

本案の趣旨につきましては、既に当委員会の質疑の過程で明らかになつておりますので、この際、案文の朗読をもつてその説明にかえさせていただきます。

それでは、案文を朗読いたします。
一 商法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 会社の社会的責任の重要性にかんがみ、会社がその責任を全うすることができるよう商法上の諸制度の改善に努めること。

二 監査役の独立性を確保するため、社外監査役制度等を導入した立法の趣旨を関係団体に周知徹底するとともに、第三者的・中立的な人物を社外監査役に選任するような運用がさられるよう努め、その運用の状況を踏まえて監査制度の一層の改善を図ること。

三 一般株主、社債権者等を保護するため、会社の業務及び会計に関する情報の開示制度等の充実・改善に努めること。

四 発行会社と取引関係を有する社債管理会社が、社債権との利益相反状況において、社債権者の利益を損なうことのない十分留意するとともに社債権者保護のための諸方策を探るよう啓発に努めること。

五 企業活動の国際化の進展に配慮しつつ、会社法制の適切な運用に努めるとともにその見直しを図ること。

六 商法等の現代語化を図ること。

以上であります。
何とぞ本附帯決議案に御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。(拍手)

○浜野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

〔賛成者起立〕

○浜野委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、後藤田法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。後藤田法務大臣。おりました。(拍手)

○後藤田法務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○浜野委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○浜野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浜野委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十五分散会

平成五年五月十八日印刷

平成五年五月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局